

総務文教常任委員会資料

平成 2 9 年 4 月 2 0 日

委員会事務局

目 次

- 1 東条東小学校区の分割前の投票区・・・P 1
- 2 第 1 7 投票区の分割について・・・P 2
- 3 位置図・・・P 3

投票区の新設（分割）について

【１】東条東小学校区の分割前の投票区

・第 17 投票区（東条文化会館）

地区名	12/2 登録者数(人)	投票区面積(km ²)	ポスター掲示場法定設置数(実際の設置数)
天神	676	14.59	9(10)
狝鹿谷	165		
黒谷	283		
長井※	132		
森	277		
横谷	186		
南山	928		
長谷	143		
黒石	103		
永福台	115		
計	3,008		

・第 18 投票区（秋津保育園）

地区名	12/2 登録者数(人)	投票区面積(km ²)	ポスター掲示場法定設置数(実際の設置数)
古家	167	9.81	8(7)
常田	106		
西戸	92		
貞守※	201		
秋津台	126		
少分谷	56		
計	748		

※ 大字「長貞」であるが、長井→17 投票区、貞守→18 投票区と分かれている。
 なお、ポスター掲示場設置数は、17 投票区設置数と 18 投票区設置数の合計で法定数を満たしている。

《平成 19 年度に実施した投票区見直しの際の基準》

- ① 小学校区単位を主体とする。
- ② 投票区内の選挙人の数を 1,000 人～2,500 人とする（過大投票区の解消）
- ③ 投票所から選挙人の住所までの道程を概ね 3 キロ以内とする（遠距離地区の解消）

【２】第１７投票区の分割について

第 22（新設）投票区（南山活性化支援施設）

地区名	12/2 登録者数(人)	面積 (km ²)	ポスター掲示場法定 設置数
南山	928	7.25	8
横谷	186		
長谷	143		
黒石	103		
永福台	115		
計	1,475	—	—

第 17 投票区（東条文化会館）

地区名	12/2 登録者数(人)	面積 (km ²)	ポスター掲示場法定 設置数
天神	676	7.34	8
狹鹿谷	165		
黒谷	283		
長井	132		
森	277		
計	1,533	—	—

※ 東条東小学校区のポスター掲示場設置数

投票区	法定数	実際の設置数	設置予定数	増減
第 1 7 投票区	8	5	8	3
第 1 8 投票区	8	7	8	1
第 2 2 投票区	8	5	8	3
計	24	17	24	7

位置図

